

会 議 録

- 1 付属機関等の会議の名称 令和3年度第1回美里町地域福祉計画策定委員会
令和3年度第1回美里町地域福祉活動計画策定委員会
- 2 開催日時 令和3年6月23日（水）午後1時35分から午後3時10分まで
- 3 開催場所 美里町健康福祉センターさるびあ館 1階 大広間
- 4 会議に出席した者
 - （1）委 員 黒沼和良委員、木村明子委員、西山重義委員、佐々木文子委員、伊藤恵委員、木下捷一委員、清野三由記委員、狩野充憲委員、武藤哲哉委員
 - （2）事務局 健康福祉課 菊地課長、伊藤（博）課長補佐
社会福祉協議会 山口事務局長、永沼地域福祉課長、田村主事
 - （3）その他 なし
- 5 議題及び会議の公開・非公開の別
 - （1）議題
 - ・会長、副会長の選任について
 - ・策定委員会の運営について
 - ・美里町地域福祉計画・美里町地域福祉活動計画の策定方針について
 - ・策定スケジュール（案）について
 - ・住民向けアンケート調査について
 - （2）公開区分 公開
- 6 非公開の理由 該当なし
- 7 傍聴人の人数 0人
- 8 会議資料
 - 資料1 策定委員会の運営について
 - 資料2 第2期美里町地域福祉計画・第4次美里町地域福祉活動計画策定方針について
 - 資料3 第2期美里町地域福祉計画・第4次美里町地域福祉活動計画策定スケジュール（案）について
 - 資料4 第2期美里町地域福祉計画・第4次美里町地域福祉活動計画住民向けアンケート調査について
 - 資料4別紙 第1期美里町地域福祉計画策定時のアンケート調査項目
 - 別 紙 美里町の社会福祉・社会資源の概況
 - 別 紙 行政区毎の年代別人口・高齢化率・1世帯平均構成人員等
- 9 会議の概要
 - （1）会議録署名人 木村明子委員、西山重義委員
 - （2）詳細な意見（発言者氏名及び発言内容の詳細な記録（全文筆記））

○事務局（菊地課長） 時間前ではございますが、皆様おそろいですので、さっそく始めさせていただきますと思います。

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日、忽那委員から欠席のご連絡をいただいているところでございます。

それでは、開会前に委嘱状の交付を行います。

〔相澤町長から委員へ地域福祉計画策定委員の委嘱状交付〕

〔黒沼社協会長から委員へ地域福祉計画策定委員の委嘱状交付〕

それでは、第1回美里町地域福祉計画・美里町地域福祉活動計画策定委員会を開会いたします。

開会に当たりまして、美里町長の相澤清一からご挨拶申し上げます。

○町長（相澤清一） 皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、公私ともに大変お忙しい中ご参集いただき、誠に感謝申し上げますところでございます。

皆様方には常日頃から本町の福祉向上にご尽力いただいておりますことに、改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。

昨日、新聞にありました4月20日以来の感染者が1名出たということで、非常にこれまで1か月以上も感染者が出なかったので安堵していたところでございますけれども、昨日、1名の方が感染したということで、まだまだ予断を許さない状況なのかなと思っているところでございます。

おかげさまで本町もこのワクチン接種が進みまして、非常に順調に進んでおります。ここにコロナ対策室長もおりますけれども、65歳の高齢者の方々は、7月中には何とか目的を達成することができるのかなと、引き続き、65歳以下の方々も積極的にワクチン接種を進めて、このコロナ感染を一刻も早く終息したいなと思っているところでございます。皆様方には、そういう面でもご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、このたび、本日お集まりの委員の皆様には策定をお願いする地域福祉計画は、平成29年に改正された社会福祉法において、地域福祉計画の策定については、従来、任意とされていたものが努力義務と改められ、現在、宮城県内の35市町村のうち25市町村が策定している計画であります。社会福祉法におきまして、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉各分野における共通的な事項を記載する、いわゆる現在町で策定しております各分野の実施計画の上位計画と位置づけられております。

美里町におきましても、平成29年度を初年度として第1期美里町地域福祉計画を策定し、各分野における実施計画とともに町の福祉施策を支えてきましたが、このたび第1期の最終年度を迎えたことから、令和4年度からの5年間を計画期間とする第2期美里町地域福祉計画を策定することとしたところでございます。

現在の社会構造は、少子高齢化の進行や地域のつながりの希薄化、生活の多様化などによって、ひきこもり、生活困窮、介護疲れ、育児不安といった公的なサービスの提供だけでは対応できない問題が非常に増えているところでございます。また、ライフスタイルの変化も相まって、以前と比べまして地域との結びつきが弱くなってきており、地域の住民同士の支

え合いが必要であると感じているところでございます。これら種々の問題や課題は、美里町におきましても他人ごとではございません。これらの課題を解決していくため、また、町と社会福祉協議会がおおのの役割を明確にした上で、さらに連携を強化しながら美里町の地域福祉を推進していきたいことから、これまで個別に策定していた地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定したいとの考えに至ったところでございます。

地域福祉計画は、地域住民の皆様の意見を十分に反映させながら策定する計画と認識しており、今後の地域福祉を総合的に推進する上で大きな柱になるものと考えておりますので、委員皆様方の忌憚のないご意見を頂戴できればと思っております。

この計画が、地域福祉を推進する上でよりよい計画となりますようご協力を賜りますようお願いを申し上げ、挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
○事務局（菊地課長） 次に、美里町社会福祉協議会会長黒沼篤司様からご挨拶申し上げます。

○社会福祉協議会会長（黒沼篤司） 皆様、こんにちは。昨年の4月より美里町の社会福祉協議会の会長になりました黒沼篤司と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、挨拶させていただきます。

本日はご多忙のところご出席いただき、厚く御礼申し上げます。

このたび美里町社会福祉協議会では、美里町の策定する美里町地域福祉計画と共同して一体的に美里町地域福祉活動計画を策定させていただくこととなりました。この活動計画は、町で策定する地域福祉計画と車の両輪の役割となり、地域福祉活動を推進していくための社協や住民皆様の行動指針となるものです。現行の活動計画は、令和元年を初年度とした3年間の計画であり、今年度は最終年度を迎えたことから、令和4年度からの5年間を計画期間とする第4次美里町地域福祉活動計画を策定することといたしました。

社会情勢の変化や少子高齢化の進行などによって、地域社会全体や私たち一人一人の暮らしは大きく変わってきています。また、人と人とのつながりや関係性が大切であることが再認識される一方で、社会的孤立や排除、虐待や権利侵害などの問題、様々な状況を背景とした経済的な困窮の問題など、地域生活課題は深刻化を増している状況です。それらの地域生活課題を解決していくため、より一層、行政と民間が連携協働した形で町のまちづくりを推進していくことを目指して、計画策定に当たっては、美里町が策定する地域福祉計画と共同で策定することとなりました。思いを重ねていただいた町当局の皆様に感謝を申し上げます。

活動計画は、地域福祉計画と同様に地域住民の皆様の意見を十分に反映させながら策定する計画であり、地域福祉を推進する根幹になるものと考えております。委員会では、皆様方の日頃の活動や暮らしの中で感じているご意見などを頂戴できればと思っておりますので、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

簡単ではありますが、私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局（菊地課長） それでは、改めまして、ご多忙のところ本日はご参集いただきまして誠にありがとうございます。

私、事務局の健康福祉課長の菊地と申します。暫時の間、会議の進行をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

初めに、第1回目の美里町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会でございますので、

委員の皆様のご紹介というところでございますが、恐れ入りますが、自己紹介でお願いしたいと存じます。

黒沼和良様から、反時計回りでお願いいたします。

○委員（黒沼和良） 中二郷地区社協会長で町社協副会長の黒沼和良と申します。よろしくお願いします。

○委員（西山重義） 老人クラブ連合会の副会長の西山です。よろしくお願いします。

○委員（佐々木文子） ボランティアグループ第二水曜会の佐々木です。よろしくお願いします。

○委員（木下捷一） 美里町シルバー人材センターの木下です。よろしくお願いします。

○委員（狩野充憲） 県の北部保健福祉事務所の狩野と申します。どうぞよろしくお願いします。

○委員（武藤哲哉） 名簿10番の宮城県社会福祉協議会の武藤と申します。よろしくお願いします。

○委員（清野三由記） 清野三由記と申します。よろしくお願いいたします。

○委員（伊藤恵） こごた訪問看護ステーションの管理者をしております伊藤恵と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員（木村明子） 美里町民生委員児童委員協議会副会長をさせていただいております木村明子と申します。よろしくお願いします。

○事務局（菊地課長） 皆様ありがとうございます。

続きまして、事務局の職員の紹介をさせていただきます。

私、事務局を担当いたします健康福祉課長の菊地と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

同じく事務局を担当いたします、健康福祉課課長補佐の伊藤博人でございます。

○事務局（伊藤課長補佐） 伊藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（山口社協事務局長） 次に、社会福祉協議会事務局をご紹介します。

私、事務局長の山口でございます。よろしくお願いいたします。

それから、地域福祉課長の永沼でございます。

○事務局（永沼社協地域福祉課長） 永沼です。よろしくお願いいたします。

○事務局（山口社協事務局長） 同じく地域福祉課田村主事でございます。

○事務局（田村社協地域福祉課主事） 田村です。よろしくお願いします。

○事務局（山口社協事務局長） どうぞ策定完了するまで、よろしくお願いいたしますと思います。

○事務局（菊地課長） それでは、次第の3番、会長及び副会長の選任についてでございます。

美里町地域福祉計画策定員会条例第5条第1項の規定によりまして、本会議では委員の中から互選により会長と副会長を決めることとなっております。

会長、副会長の選任につきましては、皆様、いかがいたしましょうか。

○委員（西山重義） 事務局一任。

○事務局（菊地課長） ありがとうございます。

それでは、事務局の案といたしましては、美里町の行政区長といたしまして、また、地区社協の会長として地域の中で福祉活動の実践者として深く関わっておられます黒沼和良委員を会長にご推薦させていただきたいと思います。

副会長には、民生委員児童委員といたしまして地域で子どもから高齢者、障害者の方に寄り添って活動していただいております地域福祉の推進を担っておられます木村明子委員をご推薦したいと思います。

事務局案ではございますが、委員の皆様にお諮りしたいと思います、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○事務局（菊地課長） ありがとうございます。

それでは、皆様のご承認をいただきましたので、会長に黒沼和良委員、副会長には木村明子委員ということでよろしくお願いいたします。

ここで、黒沼和良会長へ、相澤町長から美里町地域福祉計画策定の諮問と、黒沼社協会長から美里町地域福祉活動計画の策定の諮問を行います。

黒沼会長、前のほうにお進みいただきたいと思います。

○町長（相澤清一） 美里町地域福祉計画策定委員会会長殿。美里町長相澤清一。

第2期美里町地域福祉計画の策定について（諮問）。

美里町地域福祉計画策定委員会条例第2条第1号の規定により、第2期美里町地域福祉計画を策定するに当たり、当該計画の策定に関して必要な事項について、貴会の調査審議を求めます。

以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（菊地課長） 続きまして、社協会長からお願いします。

○社会福祉協議会会長（黒沼篤司） 美里町地域福祉活動計画策定委員会会長殿。社会福祉法人美里町社会福祉協議会会長黒沼篤司。

第4次美里町地域福祉活動計画の策定について（諮問）。

美里町地域福祉活動計画策定委員会要綱第2条第1号の規定により、第4次美里町地域福祉活動計画を策定するに当たり、当該計画の策定に関して必要な事項について、貴会の調査審議を求めます。

よろしくお願いいたします。

○事務局（菊地課長） ただいまの諮問のとおり、策定委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、席のほうの調整をさせていただきますので、少し休憩を取らせていただきます。

また、相澤町長、黒沼社協会長は公務のため席を外させていただきますので、ご了承ください。

○町長（相澤清一） どうぞよろしくお願いします。

○社協会長（黒沼篤司） 皆様よろしくお願いします。

午後1時50分 休憩

午後1時55分 再開

○事務局（菊地課長） それでは、黒沼委員が会長となりましたので、ここからは会長にお渡ししたいと思いますのですが、初めに、恐れ入ります、会長さん、副会長さん、簡単に結構ですので、一言ずつご挨拶いただければと存じます。お願いいたします。

○会長（黒沼和良） それでは、皆様方から選任いただきまして、会長という職をいただきました。進行等が主の仕事になるかと思いますが、今後、皆様方のご協力を得ながら、この策定委員会の目的達成をしていきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

○副会長（木村明子） 若輩者ではございますけれども、会長を補佐し、皆様の意見をたくさん頂戴しながらよりよい計画を立てていきたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

○事務局（菊地課長） それでは、ここからの議事は会長にお任せいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○会長（黒沼和良） それでは、ただいまから策定委員会次第にのっとりまして議事を進行させていただきますと思います。

まず初め、（１）から（４）までございますが、策定委員会の運営についてでございます。これら運営につきましては、事務局から説明をいただいて進めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○事務局（伊藤課長補佐） それでは、資料１、議題（１）策定委員会の運営について、事務局の伊藤よりご説明とご提案をさせていただきたいと思っております。

説明に際しまして、着座にて失礼いたします。

こちら資料１につきましては、会議を進めるに当たっての基本的な事項を皆様に確認させていただくものでございます。

まず、資料の一番上、項目１、会議の公開と議事録の作成及び公表について、ご説明申し上げます。

こちらの地域福祉計画策定委員会、町の部分の策定委員会につきましては、町の条例で町の附属機関という形にカテゴリーが設定されております。こちらにつきましては、美里町附属機関等の会議の公開に関する規則第３条の規定により、原則といたしまして会議を公開することとしております。そして、こちらにつきましては、議事録を作成して、同様に公開することと規定されております。

議事録につきましては、皆様の発言、事務局の発言、全てにおいて全文筆記で、全てお話しされた部分、一言一句議事録として記録をし、最終的に取りまとめたものを町のホームページなどを活用して公表したいと考えております。

議事録公開までの期間につきましては、会議の終了後、おおむね１か月から１か月半を想定しております。

次の段に議事録公開までの流れを取りまとめております。会議終了後、会議ごとに策定委員会の中において会議ごとに署名人２人を選出いただきたいと思います。と存じます。

会議の終了後に事務局において、先ほどご提案しました全文筆記による議事録を調製します。こちら、調整が終わった時点で、その会議で指名選出されました署名人の方お二人に事

務局より事前に日程調整をした上で、議事録の内容を確認していただきます。その後、最終的に選出された署名人お二人によるご署名をいただき、最終的に町のホームページ、それから庁舎を含め各施設の情報公開コーナーに議事録を公開するという運びを考えております。

続きまして、項目 2、傍聴者の定数及び、先ほどお話しした議事録の署名についてお話しさせていただきます。

傍聴者の定数につきましては、町のほかの附属機関において、傍聴定数を 5 人としている会議が多いことから、こちらの策定委員会におきましても傍聴定数を 5 人と設定したいと考えております。こちら第 1 回目、第 1 期の福祉計画の際、傍聴定数、事務局で同じように 5 人ということでご提案をさせていただいておりました。そのときの流れですね。ただ、もう少し人数多いほうが、設定がいいのではないのかという委員のご意見をいただきまして、最終的に第 1 期の計画においては、傍聴定数を 10 人として会議を進めていた経緯がございます。今回こちらの会議におきましても、第 1 期を踏襲して少しでも多い方、傍聴する機会を設定したいと考え、10 人設定できないかと考えたところではあるのですが、昨年度からのコロナ禍において、今日も誰も傍聴は来てない状況ですが、5 人、椅子を設置して、一番初め、会議やりますよということでホームページも 5 人程度ということで情報の公開をしたところです。こちら、どうしても 10 人で設定してしまいますと、今ちょうど委員さんたち、いつもの通常のこれまでの会議よりもなるべく間隔を空けて机、椅子を設定しておりますが、傍聴の方、どうしても 10 人、スペース入れることができないという考えに至り、今回はほかの附属機関と同様に 5 人程度という傍聴定数でこの会を進めさせていただいてはいかがとご提案させていただくところでございます。

なお、傍聴人の方につきましては、会議を開催する 2 週間前まで町のホームページで会議開催のアナウンスをした上で、当日来られた方につきましては、簡単に名前と行政区を名簿に記入いただいた上で、資料をお渡しして入場いただき、会議を傍聴していただきたいと考えております。

以上、こちらの資料について、事務局からのご提案となります。内容について、皆様のご意見をいただきたいと思います。

なお、最終的に今のご提案の中身をまとめた後に、本日の会議の署名人について、こちらの資料の説明、私の説明の後に選出させていただければと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、私からの説明を終わらせていただきます。ありがとうございます。
○会長（黒沼和良） ありがとうございます。

それでは、まず、1 番目の運営について、いろいろご説明いただきました。

それでは、皆様方のご質問、ご意見などございましたらお伺いしたいというふうに思います。可能であれば、議事録調製する関係上、お名前をおっしゃってから発言いただければ幸いです。よろしくお願いします。

〔「なし」の声あり〕

○会長（黒沼和良） それでは、異議ないということで、この（1）の運営については、承認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○会長（黒沼和良） では、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、先ほど担当の方からもお話しありました策定委員会の運営上、議事録の署名という話になるわけですが、（２）に入る前に、署名人の選出についてどのように決めているらよいかお諮りいたします。もしなければ、私から委員の方２名を指名させてもらってもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○会長（黒沼和良） それでは、よろしいということで、私のほうでご指名させていただきます。それでは、木村委員さんと西山委員さん、お二方に署名をお願いしていききたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、（２）の美里町地域福祉計画・美里町地域福祉活動計画の策定方針についてを協議いたします。

資料によって事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○事務局（永沼社協地域福祉課長） それでは、資料２というもの、ホチキス止めの資料でございますけれども、ご覧いただければと思います。

（２）美里町地域福祉計画・美里町地域福祉活動計画の策定方針についてご説明とご提案をさせていただきますと思います。

こちらの表紙のところに目次ということで記載させていただいております。１番目、地域福祉とは、それから、２番目、「地域共生社会」の実現、３番目、地域福祉計画の位置づけ、４番目、地域福祉活動計画の位置づけ、５番目、地域福祉計画、地域福祉活動計画の関係、６番目、個別計画との関係、７番目、計画期間、８番目、計画策定体制ということで、それぞれ順を追って説明をさせていただきますと思います。

まず、１ページ目をご覧ください。

その一番上です。１．地域福祉とはということで、そもそも地域福祉の考え方についてご説明させていただきますと思います。

誰もが住み慣れた地域で、その人の年齢や性別、障がい、国籍などの有無に関わらず安心して健やかに暮らせるように地域の住民や団体、公や民間の社会福祉関係者が協力しあい、地域における様々な福祉に関する課題の解決へ向けて行動していく考え方を「地域福祉」と定義いたします。

地域福祉を推進していくためには、行政や社会福祉法人（団体）によるサービスの提供だけではなく、支援を必要としている方への見守りや、ちょっとしたことへの手助けといった地域の皆さんの支えあいが必要となります。

介護が必要な状態、心身の障害、どのような状態であっても地域で自分らしく暮らしていることを目的として地域福祉を進めていく必要があります。

これがまず１番目、そもそもの地域福祉の考え方でございます。

それから、２番目「地域共生社会」の実現ということで、１ページ目の下段、少し朗読させていただきますと思います。

これまで（公助）は、高齢者・障がいのある人、児童などの属性に応じた制度を発展させながら、専門的な支援を提供してきましたが、「地域力」の低下や、複数分野の課題を抱え、包括的な支援を必要とする個人や世帯が増えてきたことで、これまでの属性ごとに整備してき

た従来の『縦割り』制度では、対応が難しくなっている現状があります。

そこで、国では制度・分野ごとの『縦割り』や「支える側」「支えられる側」という関係を越えた「人と人とのつながり」を再構築することで、様々な困難に直面した場合でも、孤立せずにその人らしい生活を送ることができる「地域共生社会」の実現を目指し、社会福祉法の改正など様々な施策を創設しておられるところでございます。

この2ページ目の上のところに、社会福祉法を抜粋したところで地域福祉の推進 第四条を掲載させていただいておりますけれども、第四条、地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならないと定義をされているところでございます。

それから、2ページの真ん中、中段以降でございましてけれども、この「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備に向けて、社会福祉法では、大きく2つのことが述べられております。

(1) としましては、地域福祉推進の理念を規定と記載しておりますけれども、地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による、解決が図られることを目指す旨が規定されております。

(2) のところでは、それらを実現するために、市町村自治体は包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されているところでございます。1つ目は、地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境の整備、2つ目は、身近な圏域において、分野を超えて課題について総合的に相談し、関係機関と連絡調整を行う体制、3つ目、最後でございしますが、主に市町村圏域において、生活困窮者自立支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制、こちらの体制づくりを進めていくことというものになっております。

3ページ目をご覧ください。

それらの内容が3ページ目の上のところに社会福祉法の抜粋として第六条、それから第百六条の三ということで規定がされているということでございます。

それから、3ページ目の下のところでございますけれども、3. 地域福祉計画の位置づけということでご説明をいたします。

平成29年に改正された社会福祉法において、地域福祉計画の策定については、従来、『任意』とされていたものが、現在は『努力義務』と改められてございます。

また、地域福祉計画については、社会福祉法では、4ページ目に抜粋を掲載しておりますけれども、第百七条、第百八条のところで、規定の社会福祉法の抜粋というふうなところで根拠のところを資料として掲載させていただいておりますので、こちらをご確認いただければと思います。市町村自治体におきましては地域福祉計画、また、都道府県につきましては地域福祉支援計画という名前で規定がされているというところでございます。

この4ページ目の下ところに、今日、相澤町長様のご挨拶にもありましたとおり、この地域福祉計画、行政計画につきましては、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載することとされており、福祉分野の「上位計画」という位置づけをされているものでございます。

また、本町、美里町の最上位計画であります「美里町総合計画・美里町総合戦略」の方向性

を踏まえるとともに、本町の各福祉計画との整合性を図り、地域福祉を推進する上での基本的な考え方を明らかにしていくものと位置づけられております。

5 ページ目をご覧ください。

一方、今回の策定委員会におきましても合同開催というふうな形でさせていただいておりますが、社会福祉協議会での4 番目、地域福祉活動計画の位置づけについてご説明をいたします。

この地域福祉活動計画とは、地域社会における生活課題を解決することを目的に、社会福祉法第4 条に規定する「地域福祉の推進」という理念をどのように実現させていくかを明らかにする実践的な活動・行動計画というものでございます。そのために様々な地域活動の実践者の方々や団体、ボランティア、福祉事業所の方々等と関係機関、行政等も含めて計画的に活動しようとするための行政計画である地域福祉計画と、それから、行動計画的な意味合いを持つこの地域福祉活動計画は、活動の指針としての性格であり、どちらも理念を共有していくということでございます。

この社会福祉法の中でも社会福祉協議会が組織として位置づけられておりまして、福祉ニーズがあらわれる地域社会において、生活課題を解決し、住民や民間団体が行う様々な課題解決に向けた活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織立って行うことを目的としている私たち社会福祉協議会というふうな形になっております。その根拠といたしまして、社会福祉法の第9 条が資料の網かけのところで位置づけが規定されております。

それから、5 として地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係ということですが、こちらは、黒沼篤司社協会長の挨拶の中にもございました。2 つの計画は車の両輪の関係性にあるというふうな形にあると考えられております。そのため、その理念を示した地域福祉計画、それから、活動の行動指針となる活動計画は、地域福祉を推進する上の基本的な理念や取組を共有しつつ、相互に連携して地域福祉を推進していくものですということです。

6 ページ目に入りますが、6 として個別計画との関係でございます。こちら図を示しておりますけれども、先ほどご説明申し上げました最上位計画となる「美里町総合計画・総合戦略」が最上位の計画となりまして、その下に各福祉部門計画等々がございます。今回は、この網かけになっております美里町地域福祉計画、それから、美里町地域福祉活動計画を連携した形で策定をするというふうなことで、この美里町地域福祉計画につきましては、行政計画の部門計画である、子育て、子ども関係、障害者関係、高齢者関係、健康増進関係その他関連計画の上位計画にこの地域福祉計画が位置づけられるというふうな形になっております。それを支援していくものが都道府県であり、宮城県が策定をしております宮城県地域福祉支援計画と、それから、宮城県社会福祉協議会で策定をしております宮城県地域福祉推進計画というものが、それらを支援していただいているというふうな関係性になっております。

続きまして7 ページ目でございます。

7 として計画期間でございます。

この計画は、令和4 年度、来年度を初年度とする5 年間の計画としたいと思っております。令和4 年度から令和8 年度までの5 年間のものでございます。計画の最終年度に当たる令和8 年度に、今度は美里町では第3 期の地域福祉計画、それから、美里町社会福祉協議会では第5 次の地域福祉活動計画を策定する予定といたしたいと思っております。

なお、計画期間中、計画の進捗、法制度の大幅な改正並びに社会動向を踏まえ、必要な場合は見直すものと考えております。

この表の一番上に書いておりますのは、今回、皆様に策定をいただく美里町地域福祉計画、それから、美里町地域福祉活動計画の策定期間、令和4年度から8年度までの矢印のところということでご理解をいただければと思います。

それから、8ページ目、最後でございます。8番、計画策定体制ということで、この計画策定に当たっては、地域住民に対するアンケート調査や地域活動団体などへのヒアリングによる参画を得ることにより、地域福祉に関する課題や意見を把握し、最終的にはパブリックコメントを実施して、計画案に対する住民のご意見を反映していきたいと考えているものでございます。

事務局体制といたしましては、美里町健康福祉課と美里町社会福祉協議会が共同で務めまして、関連部署等と連携を図りながら2つの計画を一体的に策定して参りたいと考えております。

それらの図が8ページ目の真ん中のところに記載しております。先ほど、相澤町長様、それから、黒沼篤司社協会長から、黒沼和良策定委員会会長へ策定の諮問をされたところでございますけれども、計画がこの委員会で、こういったものでいこうというふうに決定された場合には、相澤町長様、それから黒沼社協会長に答申という形で、この委員会から計画を答申する予定になっております。計画を、あくまで検討していくのはこの審議機関としての策定委員会で、左側では住民関係機関、有識者への聞き取りなどということでパブリックコメントも含めて住民の皆様のご意見をこの委員会にも反映していきたいと思っておりますし、関連部署、美里町役場や関係団体、それから、専門職、福祉事業所の方々からのお声などもこの策定委員会にいろいろと提出させていただいて、委員の方からご意見をいただきたいというふうに思っております。

また、美里町役場の中で地域連携推進会議というものを設置しております。関連部署の職員、プラス、こちら美里町社会福祉協議会の職員もその推進会議のメンバーに入らせていただいて、ワーキングチーム的な協議をさせていただこうというふうに思っております。

計画の答申を委員会から受けましたら、美里町では美里町議会へ、社会福祉協議会では理事会へそれぞれ報告をいたしまして、令和4年度の計画施行に向けていくという予定で今後進めていくこととなります。

以上、長くなってしまいましたが、策定方針ということでの説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○会長（黒沼和良） ありがとうございます。

それでは、資料2、担当の永沼課長さんのほうから策定方針、第2期の美里町地域福祉計画と第4次活動計画、方針をつぶさに説明いただきました。これらに対して、どのようなご意見でも構いませんけれども、委員の皆様方からご意見、ご質問いただければと思います。よろしくお願いいたします。どうですか。

私からお話ししていいでしょうか。

第1期と、それから、前の活動計画、3次の活動計画をいただいて、うちにもあるのですが、つぶさに全部読んだことは実際私もありません。一部抜粋してさっとタイトルをながめ

た状況で、ほかの人は全部見ていると思うんですが、私はそういう状態で全てを読んだわけじゃございませんが、策定方針につきましては、県の指導とか支援があつて、いろいろなこういう計画書つくるに当たり、例えば、ざっとこの5年間で変わって、こういうふうに変化しますよとか、そういう部分ありますか。この内容と、今説明を受けて、このような策定方針にしていましょうねという案で、説明案ですよ。それを大きく法律がだんだん変わって、こういうふうに変化したよという文言等がありますかという質問です。ちょっと今説明受けただけでは、ちょっと分からないので、それがあつたら教えてほしい。勉強不足ですみません。

○事務局（永沼社協地域福祉課長） それでは、私からご説明をさせていただきます。

大きなところでお話をしますと、社会福祉法がまず改正になって、先ほどのご説明の中にも若干、何条、何条というふうな形でご説明をさせていただきました。

まず、この策定方針の中での1ページ目のところで、2.「地域共生社会」の実現についてというところ、ここが前回の地域福祉計画、それから、地域福祉活動計画の策定の中では、この考えというものがまだ出てきていなかったというところが大きな変化といえますか、改正点かなと思います。この1ページの下段のところでもありましたとおり、縦割り制度というものではなく、それから、支援を受ける側、支援を提供する側というふうな2つの関係性ではなくて、お互いというふうな形で人と人とのつながりの中で地域社会を、困難に直面した場合に地域社会の中でお互いに支え合ひましょうという、この考え方が大きなところで変わってきているものでございます。

それから、生活困窮者の関係でそれらの問題も取り沙汰されてきておりまして、経済的な困窮もあれば、社会的な中での困窮も中にはございます。そうした中で、その方々を支え合うようなセーフティネットの考え方、そういったものも新たに出てきております。

大きなところではそのようなことと、行政側といたしましては、重層的支援体制の整備事業というものも出てきております。先ほどの地域共生社会の考え方とも重複するところがあるのですが、縦割りの支援サービス体制ではなくて、包括的に横に連携を取りながら支援をしていく体制づくりというの今求められておりまして、そちらも併せてこの今回の地域福祉計画、それから、地域福祉活動計画の中ではご協議のほう、今後の地域福祉の推進に向けてご意見なども賜りながら計画を進めていければというふうに思っているところでございます。

以上です。

○会長（黒沼和良） ありがとうございます。

ほかに皆さんからご質問などありましたら。

西山委員。

○委員（西山重義） 私たちの策定委員会というのは、ある程度の、例えば理念や活動方針をいろいろ論議して一つにまとめたものを、8ページにあるように美里町町長、社協会長に答申してやるという任務で、そういう考え方でいいですか。

○会長（黒沼和良） そうですね。そういうものですよね。そのとおりです。

○委員（西山重義） 結局我々は諮問機関で、いろいろ論議してまとめたものを町長に、美里町行政や社会福祉協議会に答申してやると、そういう考え方でいいですね。

○会長（黒沼和良）　そういうのを前段で資料で説明を受けて、いろんな字句とか文章化をしたものを説明を受けて、それでよろしければということになるかと思います。

○委員（西山重義）　はい、分かりました。

○事務局（伊藤課長補佐）　それでは、事務局から補足で回答をさせていただきます。

今、西山委員さんおっしゃったとおりとなります。ただ、全て、例えば委員の皆様の意見そのまま、何かこう難しい部分の課題を皆さん意見出してくださいよとかがなると、やはりどうしても時間の制約であったり、あとは内容ですね、それをまとめる部分、かなり難しいかと思います。それで、基本的には、会議の中で事務局からある程度、最終的に答申というのは計画の案をまとめて、皆様の中のご意見を反映した形で町長と社協会長に答申する形になりますので、例えばその会議ごと会議ごとに、スケジュールのときでも次の資料でもご説明させていただきますが、ある程度、事務局で案というものを事前につくらせていただきます。そのときによって骨子、どういう構成にしますよという案であったり、その次の会議では計画案、こういう形で計画案、今から2つの今ある計画を全部ばらばらにして、最終的に一体的な一つの計画につくり直すという作業やりますが、そちらにつきましては、事前に素案と案という形で事務局でまとめて、事前にご提示を委員の皆様に使っていただきたいと思います。それについて最終的に策定委員会ごとに皆様から、ここの考えどうなのであったり、こういう部分を足したほうがいいんじゃないか、皆様のこれまでの経験であったり、日々の生活で思ったこと、どんなことでも構いませんので、ご意見をいただいた上で、その案をより町の政策に合ったものに修正した上で、最終的に計画としてまとめたいと考えております。

簡単ではありますが、以上、事務局の説明となります。ありがとうございます。

○委員（西山重義）　はい、分かりました。

○会長（黒沼和良）　ありがとうございます。

そのほかにご意見等ございましたら。よろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

○会長（黒沼和良）　それでは、ご質問、それ以外にはないという判断の下に、承認してよろしいという判断をさせていただきます。

それでは、（２）美里町地域福祉計画・美里町地域福祉活動計画の策定方針については、承認をされました。

続いて、（３）美里町地域福祉計画・美里町地域福祉活動計画の策定スケジュール（案）をつくってもらっておりますので、それを協議したいと思います。

協議の資料としては、A 3 版の資料 3 です。説明をお願いしたいと思います。事務局さん。

○事務局（伊藤課長補佐）　それでは、事務局より、第 2 期美里町地域福祉計画・第 4 次美里町地域福祉活動計画の策定スケジュールの案について、ご提案させていただきます。

こちら A 3 横の資料でございますが、主に 3 段のスケジュールでまとめてございます。

一番上が、本日お集まりいただきました福祉計画の策定委員会のスケジュールとなっております。会議につきましては、本日の会議も含めまして年度末までに、令和 4 年 3 月までの間に合計で 4 回の会議を予定しております。まず、本日の会議につきましては、第 1 回目の会議ということで、基本的な計画の方針、会議進行を進める上でのルールについて、委員皆

様にお諮りしているところでございます。こちら少し期間が空いて2回目の会議、10月に開催を予定しております。こちら少しだけ期間が空きますが、これにつきましては、この表の中段、美里町地域連携推進会議の部分、下の町と社会福祉協議会の部分、かいつまんでご説明させていただきたいと思っております。

この今の議題の後にアンケートについてご説明させていただく予定であります。こちらこれから7月から9月の期間にかけて、住民の方、無作為で抽出した形で地域福祉に関するアンケートを実施したいと考えております。こちらを取りまとめた後に10月の第2回の策定委員会、こちらについてはアンケート調査項目から見える町の地域福祉に関する課題であったり、それから導き出される方向性、町の福祉の方向性を分析した上で皆様にご報告させていただきたいと思っております。その集計及び分析、若干いただくために少しばかり間を空けさせていただきたいと存じます。

そのときにある程度課題が見えてきますので、事業計画の骨子案、皆様にご提案させていただきたいと思っております。これにつきましては、今ある町の計画、社会福祉協議会の計画、2つの計画を全てまずはばらばらにした上で1つの計画に、こういう構成でつくりたいという形で大きい項目、方向性について10月の会議でお諮りできたらと考えております。

こちらの2回目の委員会で様々な意見をいただいた後に、11月に3回目の策定委員会、予定をしております。こちらにつきましては、アンケート、2回目の策定委員会の皆様の意見をフィードバックした形で、ここで初めて事業計画案、計画の案を皆様にご提示して、それについてご意見等をいただきたいと思いますと考えております。

4回目につきましては、年明けまして1月に開催を予定しております。考えてございます。こちらにつきましては、計画案につきましては、最終的に策定委員の皆様のご意見のほかに住民の皆様からご意見をいただく機会として、後ほどご説明しますが、パブリックコメント、12月から1月初旬にかけて、町の条例で実施しなければならないこととなっております。こちらについてパブリックコメントの意見に対して、こういう形で見直したい等、4回目の策定委員会でお諮りをして、最終的に計画を完成させたいと考えております。そちらにつきまして、最終的には町長へ答申する運びとなっております。

続いて、表の中段をご覧くださいと思います。

先ほどの方針の説明、永沼課長からの説明において、町で地域連携推進会議を立ち上げて、策定委員会までの資料出しのためのいろいろ討論をしたいとご説明させていただいたところでございます。こちら地域連携推進会議、何ぞやといいますと、町の我々社会福祉の担当と社会福祉協議会の職員だけではなく、各施策、障害福祉の担当職員、健康増進の、健康推進の担当職員、介護保険等を担います長寿支援課の職員、ほかに包括支援センターの職員、あと福祉のジャンルからまた別の視点からご意見いただくためにまちづくり推進課、まちづくりを担う広聴者になる課の職員、あとは子ども家庭課、子育て施策、いろいろ意見をいただくことから子ども家庭課の職員、こちらの職員の係長以上から課長補佐、大体中堅の立場にある職員で構成した会議を今回立ち上げております。こちらの会議の中で4回の策定委員会の資料、我々事務局が案の案を作成した段階で、中堅以上の職員と内容について精査及び討論して、それでまとめたものを策定委員会の皆様に資料として出すという流れとなっております。こちらにつきましては、策定委員会の資料を作るという意味もありますが、ほかに、

うちの中堅、若手から中堅の職員、政策について、通常の業務だけでなく、政策を形成するためにどういうことを考えていかなければならない、どういうことをまとめていかなければならない、そういうことを経験する場としてのこの連携推進会議、機能させたいと考えております。

一番最後に下の段、町と社会福祉協議会の部分、ご覧いただければと思います。

今回の本日の会議が終わった後にアンケートを実施することから、大体7月から9月までの間、アンケート調査に関する事務を予定してございます。最終的にこちらのアンケート調査等から課題の抽出を行って、10月の策定委員会にお諮りする考えとなっております。

その間に住民の皆様からのいろいろなご意見をいただく場として、ちょうど9月の部分ですね、大きい枠でつくっておりますが、住民座談会、今コロナという関係もありまして、細かい形で住民の皆様のお話を聞く機会がなかなか難しいことから、前回の地域福祉推進委員会、3次の地域福祉活動計画策定する際に計画策定を担っていただいた委員さんを中心としたグループワークの開催を予定してございます。そちらの中で、これまでの、今までの現計画の期間の中で計画策定した委員さんの視点から、いろいろ感じた部分、お話を伺いたいと考えております。同時に、町内のボランティアグループの皆様からも情報交換会、現在のところ予定しておりまして、いろいろなご意見をお諮りしたいと考えているところでございます。

最終的に町の動きとしまして、先にもご説明しましたが、町の政策につきましては、パブリックコメントを実施するという中で、インターネットや各施設に計画案を掲示した上で、その内容について広く住民の皆様から意見を運ぶということで、法の綱領の中で決められております。そちらにつきましては12月の頭に実施をしまして、意見を聞く期間というのが30日ということで町で設定されておりますことから、1月の初めぐらいまで住民の皆様からの意見を聞く期間として設定したいと考えております。こちらで意見があった場合、最終的に回答案をまとめた上で、4回目の最後の策定委員会にお諮りしたいと考えております。

最後に、年度末、今のところ2月を予定しておりまして、こちらの計画について、議員の皆様全員協議会でご説明をして意見をいただいた後、最終的に計画の確定として考えております。

簡単ではございますが、策定スケジュールの案についてのご提案とさせていただきます。

以上です。

○会長（黒沼和良） ありがとうございます。

この策定スケジュールの案を今説明いただきました。このような流れで策定委員会、それから、推進会議、それから、町、社協さんで1月までに委員会で策定し、町長への答申、1月に答申、我々の役務はそこまででしょうけれども、そのようなスケジュールになっているようです。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○事務局（伊藤課長補佐） すみません。もう1点だけ補足、大変申し訳ありません。補足をさせていただきます。

今回、スケジュールの案、ご提案させていただいたところですが、2回目以降につきましても事前に、早めに日程について委員の皆様にご案内させていただきたいと考えております。

ただ、今ちょうどワクチン接種進んでおりますが、不確定なファクターとして、コロナのウイルスの感染の部分で、また再度、まん延防止措置法、緊急事態宣言、どうなるか、発令されるかどうか分からない状況とはなっております。基本的にこのスケジュールで進めていきたいと考えておりますし、そのような形で事前に開催のご通知出させていただきたいと現在のところ考えておりますが、その部分のコロナウイルスの感染の県内の感染状況によりましては、例えば、ここの開催の予定月、ずれる場合があるかと思います。その場合は、県内の状況の子細にこちらで分析をしながら、延期等についても皆様に細かく情報を出し、ご通知をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、補足でした。

○会長（黒沼和良） ありがとうございます。十分理解できますよね。

それでは、狩野委員。どうぞ。

○委員（狩野充憲） すみません。前のところで、策定方針のとき聞こうか、スケジュールで聞こうかちょっと迷っていたんですけども、例えば今回、社協さんの行動計画と町の地域福祉計画をドッキングするとか、一本化するということで、この地域福祉計画というのは、各福祉分野の個別計画の上位計画という位置づけなので、お互いやはり基本理念とか基本目標とか、あと施策の方向性とか、そういったところを策定する計画なのですけども、この策定スケジュールのところで、事業計画（案）についてというところ、事業計画骨子案とかとあるのですが、個別事業もこの計画の中に盛り込む予定にしているのかというところをちょっとお聞かせください。

○事務局（伊藤課長補佐） すみません。事業、大まかな部分、施策の流れは書きますけど、すみません、ここちょっと表現が似つかわしくなかったです。細かい事業部分は記載はしません。あくまでも施策の流れであったり、例えば、活動計画の部分でどういう事業を進めていきますよという記述はありますが、例えば、事業量であったりとか、それに関する予算等細かいものは、こちらの計画には記載は考えておりません。すみません、表現が不適切で申し訳ございませんでした。

○会長（黒沼和良） 先ほどの策定方針の6ページにある、おのこの細かい事業計画がこれらに盛られることにはならないということですよ。

○事務局（伊藤課長補佐） あくまでも施策の流れをこちらの計画の中に盛り込んでいくという形に計画として調整したいと考えております。

○会長（黒沼和良） ほかになければ、進めてよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

○会長（黒沼和良） それでは、（3）のスケジュール（案）につきましては、承認されたということでご理解いただきます。承認されたものとします。

それでは、続きまして（4）住民向けアンケート調査についてというところで協議をしたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（永沼社協地域福祉課長） それでは、資料4、住民向けアンケート調査についてというホチキス止めの資料をご覧ください。

こちら、ただいまご協議いただきました策定スケジュール（案）でもご説明いたしました

けれども、7月、それから8月に行う予定としておりますアンケート調査の内容のことでございます。

表紙のところで、1、調査の目的と実施概要というところで、(1)調査の目的でございます。地域福祉の推進に向けた住民のニーズを把握するとともに、施策の認知度、各事業への評価、地域福祉の担い手としての意識・意向を把握するためのアンケート調査を実施いたします。

本アンケート調査を通じて、地域の抱える課題を明らかにするとともに、今後の地域福祉のあり方等について町民及び地域福祉活動団体の方々の要望、意見を収集し、計画に反映させることを目的としているものでございます。

(2)実施概要というところでございますけれども、調査対象は、美里町に在住する20歳以上の男女2,000人の抽出でございます。それから、調査期間でございますけれども、令和3年7月から8月に予定をしております。調査方法ということでは、郵送による配布及び回収ということで、こちら美里町で持っております住民基本台帳等を基にしましての2,000人の抽出アンケートというものでございます。

2、住民向けアンケート調査案の概要ということで、調査票は、大体ページ数にしますと8ページから10ページぐらいをめどに今のところ想定しているというものでございます。そこから次のページにかけまして設問の案でございますけれども、まずは1つ目、回答者自身のことについてお聞きする項目と、次に、地域での暮らしについてというのをテーマにして質問をしていきたいと思っております。3つ目は地域活動の現状についてということで、子どもから高齢者まで幅広い世代の地域福祉活動のことについて設問を考えております。

次のページにいきまして、大きな設問のテーマとしては、4つ目、町の福祉情報の入手の方法についてということです。方法や内容についてを考えております。続いてのところは相談に関することについてをテーマにして、設問をしていきたいと思っております。場所であったり、どのような相談の内容なのかなどなどを想定しております。続きましてが、福祉サービスのことについてをテーマに、設問を考えていきたいというふうに思っております。そして、最後は、人権・権利擁護についてをテーマにした設問内容ということで考えております。

この設問内容でございますけれども、具体的な質問内容について、本来であれば、本日、皆様方にご提案をいたすところではございますけれども、申し訳ありません、この表紙の裏の次のページに米印で記載をしておりますけれども、基本的には第1期の美里町地域福祉計画策定時に同じようなアンケート調査を実は実施をしております。まずは、このアンケート調査項目内容を踏襲する予定でございます。というのが1つ。

そのほか、それらを踏襲した上で、町役場の関連課の職員の方々と社協職員で構成する地域連携推進会議において項目内容を精査させていただいて、申し訳ございませんが一任をさせていただければ思っております。もちろん、本日この策定委員会の中で、いやこういうふうなテーマのものというご意見等々ございましたら、それらも含めて連携推進会議で検討させていただければと思っておりますのでございます。

ご了解の部分も含めまして、ご協議、ご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○会長（黒沼和良） それでは、ただいまお話がありましたように、策定日までいろいろ内容、考えてもらっています。皆様方から、これら、そのほかについてもアンケートについてご意見があれば、質問、そしてご意見があればお伺いしたいと思います。どうぞお願いします。

ほかに項目ごとの細かいアンケートの調査の内容、おのこの細かいやつについては、連携推進会議等では再度調整をして、最終的に見せてもらう前にもう出てしまうんですかね。我々は。あとはないということで、お任せいただきたいというお話がそこに集結するんですよ。

○事務局（永沼社協地域福祉課長） はい、すみません。

○会長（黒沼和良） そうだそうですけど……

○事務局（永沼社協地域福祉課長） ご一任をいただきまして、こちら事務局で地域連携推進会議を経まして、委員の皆様方には、ただ、こういう形でアンケート項目決めまして、このように発送して今調査中でございますということのご報告だけは適時、そこはさせていただければなど。この委員会という形では、ちょっともう一度ご協議するという場は設ける時間がちょっとスケジュール上難しいところもございますので、後ほどご報告ということで、こういう形でアンケート調査をすることになりましたという報告だけで済まさせていただきますことを、併せてご了承いただければと思います。

○会長（黒沼和良） ということです。願わくは、策定委員会の私一委員としては、発送する前にこういう質問が答申的に推進会議で方向づけなされて、出して意見を取りたいと。2,000人に取りたいという、発送する前に1回見せてもらって、それを止めるという気もありませんけれども、その前に見せていただいて、それから発送というのが一般的な手順かなと思うんですが、その辺はどうですか。よろしいですか。

○事務局（永沼社協地域福祉課長） その流れで、発送する前に素案が固まった段階で一度、発送する前に委員の方々にお知らせをしたいと思います。

○会長（黒沼和良） よろしいですか、皆さん。内容については、あと一任するということはもちろんでございます。

○委員（西山重義） 内容についてはいいです。

○委員（佐々木文子） ほぼこれと同じですよ。

○会長（黒沼和良） 若干変わる場合はあるのでしょうか。

○事務局（永沼社協地域福祉課長） 第1期計画で取った結果と今回取った計画とである程度比較をしなければならぬ部分というのはあるかと思います。その部分、ある程度は踏襲いたしまして、あとは新しく、法令とか地域の状況等々も変化している中でありますので、若干調査項目は何項目か増えるかもしれませんし、今まで聞いていた質問の内容を若干変えて質問する項目も、もしかすると出るかもしれません。

○委員（武藤哲哉） 委員の武藤でございます。

質問項目の中で居住地域、5番目の項目がございまして、小牛田地域、不動堂地区、南郷地区と3つだけの割り振りですけれども、大体生活圏域がその3つに代表されるという理解でよろしいんですよ。私、実は七ヶ浜町という場所に住んでおるんですけれども、7つ地区がありまして、だいぶ地区ごと、特性が違うというところがございまして、その地区ごと、

もう少し細かなエリアで特性があるかなというようなことであれば、もう少し細かい割り振りもありなのかなとちょっと感じた次第なのですが、いかがでしょうか。

○会長（黒沼和良） 分かりました。どうぞ。

○事務局（伊藤課長補佐） ご指摘どうもありがとうございます。

こちら参考まで今回おつけしました第1期のアンケート内容、武藤委員おっしゃったとおり、生活圏域、3つのくくりで意見、設問を多くしていたところでございます。ちょうど事務局の中でも、まず前回の比較もございますので、この圏域でのこういうものを、もちろんそのまま踏襲しようとは思いますが、やはりお話であったとおり、地域によって、考え方があったり特性、すごい様々ございますので、もう少しこれプラス、細かく、行政区ごとでできないかということも意見が事務局でございましたので、そこの部分、これのプラスアルファで統計が取れるように工夫をしてみたいと思います。ご意見どうもありがとうございました。

○委員（武藤哲哉） 恐れ入ります。もう一つだけですけれども、例えば、2ページ目のその地域での手助けできることということで、ご近所のお付き合いの中で、困り事があったときにできると思うことはというところがあるのですけれども、実際にこういうことをしましたというようなことも聞ける質問項目があってもいいかなと若干思ったんですけれども、そこはあるのでしょうか。

○会長（黒沼和良） その項目以外に、こういうのがありますよと書くという意味ですか。

○委員（武藤哲哉） 気持ちとして、やってあげたいなと思うようなことがありますかという質問なのですけれども、実際に、例えば、安否確認の声がけとかをアンケートから過去1年以内でやったことがあったかどうかを問う項目があってもいいのかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

○事務局（永沼社協地域福祉課長） ありがとうございます。ご意見。この中では、第1期のアンケート調査の中では、そういったところの深いところまでは調査項目としてはなく、活動内容として、どのような分野で活動されましたかというふうな調査項目については3ページ目のところであるところではあるのですが、武藤委員がおっしゃられたようなもの、今いただきましたご意見も含めて、美里町地域連携推進会議の中でお話、協議をさせていただきたいというふうに思います。

それから、エリアのお話、ご意見ですね。先ほどの部分もありましたけれども、補足いたしまして、大きく前は3つ、小牛田、不動堂、南郷地区という形、これは中学校圏域での集計だったんですね。そちらにつきましても、先ほど事務局で説明のとおり、地域連携推進会議でも事務局と併せて協議をして、もう少し、どのような形が取れるのかということを検討していきたいと思っております。

以上です。

○会長（黒沼和良） よろしいですか。はい、どうぞ。

○委員（狩野充憲） すみません、狩野ですけれども、このアンケートの中で、大体その他というのがあるのですが、その他はその他で、集計ちょっとしにくくなるかもしれないんですけれども、例えば6ページの福祉サービスを利用しなかった理由とか、7ページの相談したいと思わない理由とかというところが、何か今回の計画にもかなりポイントになるところかなと思うので、その他の理由も確認していたほうが、もし、自由記載というか、書けるよう

に欄を設けて聞いても参考になるのかなというふうに思いました。

○事務局（永沼社協地域福祉課長） 申し訳ありません。ご意見ありがとうございます。

こちら、そうですね、調査項目について説明が至らなくて申し訳ありません。項目をそのまま打ったもので、本来であれば、その他のところは自由記述で記入する欄が本当はございました。その部分が、この資料では、すみません、欠落しておりまして、もちろんその他ということで、括弧書きでも箱でも、自由にご意見をこのその他の部分でご記入いただける欄は、その項目の都度、その他という回答項目があるところについては付け足して調査したいと考えております。すみません、ありがとうございました。

○会長（黒沼和良） はい、分かりました。

それでは、ほかにございませんか。

なければ、意思確認をしてよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

○会長（黒沼和良） それでは、ただいまの（４）住民向けアンケート調査についてということにつきましては、皆さんの承認いただけますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○会長（黒沼和良） それでは承認されたものと対処したいと思います。ありがとうございました。

それでは、議事については、ここまでで（１）から（４）全て意見をお伺いいたしました。

これで議長と議事進行は以上でございますので、お返しいたします。

○事務局（菊地課長） たくさんのご意見ありがとうございました。

それでは、その他といたしまして、事務局から少し事務連絡をさせていただきます。

○事務局（伊藤課長補佐） 事務局からご連絡申し上げます。

先ほどのスケジュール（案）において事務局からご説明させていただいたところでございますが、第２回の策定委員会につきましては、少しだけ時間を置きまして１０月に開催を予定とさせていただきたいと思います。事前に開催日時について、なるべく早い期間に皆様にご通知さし上げた後、資料についても事前配付、心がけたいと思います。こちらについても皆様のご協力を賜りたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上となります。

○事務局（菊地課長） 委員の皆様方からは何かございますでしょうか。

特になければ、それでは閉会をいたしますが、閉会に当たりまして、木村副会長さん、ご挨拶いただければと思います。お願いします。

○副会長（木村明子） それでは、皆様、お忙しい中、長時間にわたりご審議ありがとうございました。

いろいろな意見を出していただきまして、これから事務局さんでもまとめるに当たって大変助かったと思います。

今後も１０月、資料を頂いたときには、事前に精査していただいて、また会議でのご意見よろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○事務局（菊地課長） 大変ありがとうございました。

閉会とさせていただきます。ご苦勞さまでございました。

会議の経過を記載して、相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年 月 日

署名委員

署名委員
